小口貨物の通関・関税制度 (ベトナム)

2014年3月 日本貿易振興機構(ジェトロ) ビジネス情報サービス課 ハノイ事務所

目次

1.	通関手続きおよび関税制度1				
	1-1.	商業用/非商業用貨物	1		
	1-2.	国際宅配便・国際郵便	2		
	1-3.	見本品・贈答品	2		
	1-4.	職業用具	3		
	1-5.	旅具通関	4		
2.	個人輸	i入の数量限度	4		
	2-1.	食品	4		
	2-2.	化粧品	5		
	2-3.	医薬品	5		
	2-4.	医療機器	5		
3.	小口で	、口でも扱えない輸入禁止品目			
4.	展示会	:用の小口貨物	6		
	4-1.	展示会向けサンプルの一時輸出入手続き	7		
	4-2.	保税展示品を現地販売する際の手続き	7		
	4-3.	手荷物で持ち込む際の手続き (ATA カルネの利用不可)	7		
5.	小口通	i関に関して日本の輸出者が留意すべき事項	7		
	5-1.	手荷物数量が免税範囲を超える場合	7		
	5-2.	金・宝石類	7		
	5-3.	外貨・ベトナム通貨 (ドン) の所持	8		
	5-4.	引越し貨物と中古品	8		
	5-5.	出国時までの荷物一時預け制度	8		
6.	関連法	.規	8		

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構(ジェトロ)の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

1. 通関手続きおよび関税制度

ベトナムでの税関申告はすべて事前、または商品到着(貨物申告書の税関押印日・通関日または船舶等の管理台帳に記載された日付)から30日以内に行う必要がある(財務省通達第128/2013/TT-BTC号第11条)。

輸入商品は、輸入貨物と個人輸入品に分類できる。

- ・ 輸入貨物:船舶・航空機・鉄道などで輸入された商品
- ・ 個人輸入品:手荷物・寄託品・宅配サービスなどで輸入された商品

また、商業用と非商業用による分類もある。非商業用商品とは、寄贈品・見本・広告用品・ 個人の荷物などである。

なお、現在ベトナムには簡易税率制度がなく、具体的な輸入減税制度もない。通関輸入商品が損傷・損失し、鑑定権限のある機関の承認を得た場合に限り、商品の損傷比率に応じ減税することができる(財務省通達第128/2013/TT-BTC号第108条)。

1-1. 商業用/非商業用貨物

小口貨物と大口貨物を区別する規定は特に存在しない。商業用貨物と非商業用貨物では、 通関手続きが若干異なる。

商業用貨物の輸入通関に必要な書類は以下のとおりである(財政省通達第128/2013/TT-BTC 号第12条2項)。

- 税関申告書
- ・商品の売買契約書、またはそれに相当する書類の写し
- ・商業送り状 (インボイス)
- ・明細書(多種類の製品を含む場合など)
- ・船荷証券(非関税区と国内との間の取引、および入国者の手荷物として輸入される場合 を除く)
- ・その他の関連書類(必要に応じて)

また、非商業用貨物の通関必要書類は以下のとおりである(財政省通達第128/2013/TT-BTC 号第71条)。

- 非商業用輸入商品申告書
- ・ 船荷証券 (持込み商品が免税基準を超える場合を除く)
- ・ (人道的支援物資の場合) 政府機関の確認文書
- ・当該組織からベトナムへの資産移転を許可する政府機関の確認文書
- ・商品輸入許可証(輸入許可品目の場合)
- ・商品の寄贈等にかかわる通知、決定または合意書
- ・その他状況に応じて必要な書類

1-2. 国際宅配便・国際郵便

国際宅配便で輸入される商品の通関手続きは、輸入地を管轄する税関で行われる。 国際郵便で輸入される商品の通関手続きは、国際郵便管轄の税関支局で行われる(財政省通達第100/2010/TT-BTC号第3条)。

なお、2011年2月1日以降、国際速達サービス(国際クーリエサービス)を利用する100万ドン以下の輸入品に関する輸入税および付加価値税は免除されている(首相決定第78/2010/QD-TTg号)。

国際宅配便の貨物は、以下3つの種類に分類される(決定第662/QD-TCHQ号)。

- ① 資料、貿易書類(請求書、船荷証券、保険証券等)、免税対象の貨物
- ② 申告価格12,000万ドン以下の貨物
- ③ 申告価格2,000万ドンを超える貨物、輸入条件がある貨物、国家機関が規定する検査 を実施すべき貨物等

上記種類別に、以下のとおり税関手続きが定められている。

- ① 税関検査は免除される。違反の疑いがある場合、当該貨物のうち5%分が機械で検査される。
- ② すべて機械で検査される。違反の疑いがある場合、当該貨物のうち5%分が検査者によって検査される。
- ③ すべて検査者が検査を実施する。

税関手続きに必要な書類は、以下のとおりである(通達第100/2010/TT-BTC号第7条)。

- 税関申告書
- ・輸出入商品の明細書
- ・その他の関連書類(必要に応じて)

1-3. 見本品・贈答品

見本品は見本目的のみに使用される旨が表示されている必要がある。免税扱いとなる見本品は、1つの商品につき5点までである。また、当該貨物に添付されるインボイスに「見本品」である旨が明記されている必要がある(財務省通達第117/2011/TT-BTC号第14条2項)。

贈答品は、以下の要件を満たす場合、免税扱いを申請できる(財政省通達第128/2013/TT-BTC 号第104条4項 b)。ただし、以下で言う「価額」に明確な定義は存在しないため、実際の輸入時には確認が必要である。

¹輸入商品の申告価格は、当該商品の代金として支払われる金額である(政令第40/2007/ND-CP 号第4条)。

- ・ベトナム組織(政府組織など)への寄贈等物品であって、価額が3,000万ドンを超えないこと
- ・外国の組織または個人の輸入品で、ベトナム個人に寄贈等される場合は、価額が100万ドンを超えないこと(100万ドンを超える場合は、関税額が5万ドン以下であること)
- ・見本市・展覧会への出品を目的として輸入され、再輸出されず、ベトナム組織または個人に寄贈等される場合は、商品1品当りの価額が5万ドン以下、総額で1,000万ドンを超えないこと
- ・スポーツ・文化芸術に関するコンクールの賞品として輸入され、個人に対しては1つの賞当り200万ドン、組織に対しては1つの賞当り3,000万ドンを超えないこと
- ・個人が持ち込む場合、価額が100万ドン以下(100万ドンを越える場合は、関税額が5万ドン以下)であること(ただし、輸入規制品目は除く)
- ・重病者または天災の被災者に寄贈される救急医薬品、医療器具、価額1,000万ドンを越えないもの(政令第66/2002/ND-CP号第10条3項)

上記の要件を満たす贈答品について、免税扱いを申請するには、以下の書類その他状況に 応じて必要な書類を提出する必要がある(財政省通達第128/2013/TT-BTC号第105条)。

- ・財政省通達第128/2013/TT-BTC号に定められた様式による申請書
- ・無償譲渡に関する通知、決定または契約にかかわる書類のコピー

1-4. 職業用具

職業用具の免税要件は、以下のとおりである(財政省通達第128/2013/TT-BTC号第100条)。

- ・見本市・展示会への出品を目的として、仮輸入・再輸出、仮輸出・再輸入されるもの(第100条1項)
- ・ベトナム組織・個人またはベトナムにある外国の組織・個人へ移送中の資産(第100条2項)
- ・外交官貨物、特権享受の外国組織・個人による輸入(第100条3項)
- ・サンプル (第104条4項)
- ・契約合意された輸出加工機械・設備(ただし、契約期間終了後は再輸出される必要がある) (第100条4項)
- ・個人持ち込み免税枠内のもの(第100条5項)
- ・投資奨励プロジェクトで固定資産となる輸入物品(第100条7項)

なお、会議・セミナー・科学研究、健康診断・治療などを目的として仮輸入・再輸出される機械・設備・器具は、最長90日間の範囲で免税が適用される(第100条1項)。

これらの要件に該当する場合に免税の適用を受けるには、1-1. に記載の非商業用貨物の通 関必要書類および免税対象の税額の計算書を税関に提出する必要がある(財政省通達第 128/2013/TT-BTC号第53条4項、71条、102条2項(a)1号)。

1-5. 旅具通関

個人用手荷物の免税範囲(政令第66/2002/ND-CP号)は、以下のとおりである。 ただし、業務等で定期的に入国する者(航空機の乗務員等)の場合、以下の免税規定は90 日間に1回のみ適用される(政令第66/2002/ND-CP号第8条)。

	品目	数 量	備考
1	ワイン:		18 歳未満は対象外
	- 22 度以上	1.5 リットル	
	- 22 度未満	2.0 リットル	
	その他のアルコール飲料、ビール		
	など	3.0 リットル	
2	たばこ:		18 歳未満は対象外
	- 紙巻たばこ	400 本	
	- 葉巻	100 本	
	- 刻みたばこ	500 グラム	
3	お茶、コーヒー:		18 歳未満は対象外
	- お茶	5 キロ	
	- コーヒー	3 キロ	
4	衣料品、個人用品	旅行目的に相応な数量	
5	上記品目以外の物品(輸入禁止ま	総額が 500 万ドンを超	
	たは条件付輸入品目は除く)	えないこと	

2. 個人輸入の数量限度

2-1. 食品

数量限度の規定はない。

2-2. 化粧品

ベトナム国内で化粧品を流通させるには、事前に保健省医薬品局²に対して登録手続きを行い、登録番号を取得する必要がある(保健省通達第06/2011/TT-BYT号第3条)。登録番号を取得した化粧品については、個人でも輸入できる(保健省通達第06/2011/TT-BYT号第35条)。輸入許可証は不要である。研究・実験のために輸入される場合は、研究・実験用化粧品のインボイスを提出する必要がある。

2-3. 医薬品

非商業用の医薬品の輸入については、対象品目、数量の規定がある(保健省通達第01/2007/TT-BYT号)。

保健省の定めるリスト (通達第10/2010/TT-BYT号別表I) に記載された常習性の医薬品で、通達に定められた要件を満たす医師の処方箋を伴うものについては、入国の際に携帯して非商業用 (自己使用) 目的で輸入が認められる。その量は、医師の処方箋に記述された数量または7日分の服用数量を超えてはならない。規定限度を超える薬を持ち込む場合は、保健省 (ベトナム医薬品管理局) の意見を求めなくてはならない。

その他の医薬品について非商業用輸入が認められる数量は、1回分につき30米ドル(医薬品が多種ある場合、1回分につき総額100米ドル)を超えてはならず、また薬の受け渡し回数は1人あたり、年間最大3回である。

2-4. 医療機器

医療機器を輸入するには、医療機器の輸入および販売を事業目的とした事業登録証または 投資証明書を有し、定められた条件を満たす技術担当者、保管場所等を有する必要がある (通達第24/2011/TT-BYT号第3条)。同通達別表1に規定されたリストに含まれる医療機器 を輸入しようとする場合、輸入ライセンスが必要である。それ以外の医療機器を輸入する 場合、当該医療機器がベトナムで初めて実施される治療方法に使用される場合を除き、保 健省の輸入許可証は不要である。ただし、この場合でも、以下の輸入申請書類は必要であ る。

- ·輸入申請書
- 通関関連書類
- ・機器のカタログ、使用説明書、技術説明書(ベトナム語訳)、品質証明書、生産国の流通許可証など

(http://www.mhlw.go.jp/topics/haccp/other/yusyutu_syokuniku/)

²:ベトナム語名「Cục Quản lý Dược」、英語では「Drug Administration of Vietnam」

3. 小口でも扱えない輸入禁止品目

輸入禁止品目は以下のとおりである(政令第12/2006/ND-CP号)

- 兵器、弾薬、爆発物
- ・各種爆竹(交通運輸省のガイドラインで規定された海事合図用を除く)
- 中古品
 - 衣料品、履物
 - ・電子製品
 - · 冷凍冷蔵設備、家庭用電気製品
 - 医療器材
 - ・インテリア装飾品
 - ・セラミックス、陶器、ガラス、金属、プラスチック、ゴム、レジン製家庭用品
 - ・コンピュータ、同関連機器
- ・ベトナムで普及流通が禁止されている書籍・ビデオ類
- 右ハンドル車
- ・中古資材および輸送機器
 - ・すべての種類の自動車、トラクター、二輪車および三輪車のためのフレーム、 タイヤ、チューブ、付属品およびエンジン
 - ・自動車およびトラクターのエンジンに附属するシャーシ
 - 自転車
 - ・二輪または三輪車
 - 救急車
 - ・トランスミッションの構造が当初のデザインから変更されている、またはフレームもしくはエンジン番号が消されているすべての車両
- 廃材、廃品
- ・アスベスト含有製品・材料
- 有害化学物質

4. 展示会用の小口貨物

展示会等の出品のために輸入する商品は、輸入申告書に、展示会等の開催許可証の詳細、開催場所、開催日時、商品情報等を記載し、出品のために仮輸入される旨の注釈を添える必要がある。当該商品は展覧目的のみに使用され、展示会終了日から30日以内に再輸出されなければならず、その期間のみ免税が適用される(財務省通達第128/2013/TT-BTC号第53条3項c1)。

4-1. 展示会向けサンプルの一時輸出入手続き

見本市や展示会への出品のため仮輸入・再輸出される商品は、商業用輸入と同様の規定で扱われる(財政省通達第128/2013/TT-BTC号第53条3項)。さらに、展示会の開催に関する政府機関の決定の写しを提出する必要がある。通関必要書類は以下のとおりである。

- 税関申告書
- ・船荷証券の写し
- ・商品明細書
- 出展招待状
- ・展示会の開催に関する政府機関の決定の写し

なお、見本市や展示会への出品のために仮輸入された物品は、展示会終了日から30日以内 に再輸出されなければならない。

4-2. 保税展示品を現地販売する際の手続き

展示会での展示のために輸入した物品は、当該の展示会で売買、贈与できる。その場合、 税関に登録する必要がある(商法第136条1項)。

ただし、輸入に当たり当局の許可が必要な物品を展示会に出品し、かつ販売または贈与しようとする場合は、政府管轄機関の承認を取得しなければならない(商法第136条2項)。

4-3. 手荷物で持ち込む際の手続き(ATAカルネの利用不可)

ベトナムは一時輸入に関する条約(職業用具条約、展覧会条約、商品見本条約)のいずれにも加盟していない。したがって、ATAカルネは利用できず、常に4-1に記載された輸出入申告手続きが必要である。ただし、船荷証券の写しの提出は不要である。

5. 小口通関に関して日本の輸出者が留意すべき事項

5-1. 手荷物数量が免税範囲を超える場合

入国者の手荷物に対する免税数量は政令第66/2002/ND-CP号によって規定されている(1-5 参照)。入国者の手荷物数量が所定の免税枠を超えた場合、超過分は普通輸入商品の扱いと同様の規定が適用される。

5-2. 金・宝石類

合計300グラム以上の金(装飾品、地金・金塊、原料用金)・宝石類を携行品として持ち込む場合は、税関に申告する必要がある(国家銀行の決定第1165/2001/QD-NHNN号第4条)。

金を合計1キロ以上持ち込む場合、超過分は税関倉庫に預けて出国時に持ち出すか、または 外国に送る手続をし、かつ諸費用を負担しなければならない。

5-3. 外貨・ベトナム通貨(ドン)の所持

個人が出国に際し、5,000米ドル、または5,000米ドル相当額以上の外貨現金、または現金で1,500万ドン以上のベトナムドンを所持する場合、税関申告を行う必要がある(国家銀行通達第15/2011/TT-NHNN号第2条第1項)。ただし、クレジットカード、預金通帳、株券は、価額を問わず税関申告は不要である。

5-4. 引越し貨物と中古品

2006年に公布された政令第12/2006/ND-CP号に、「今後ベトナムには中古品を輸入できない」とする記載がある。現在に至るまで本政令の別添細則が公布されていないため、各税関で様々な解釈が発生していた。2008年にはそれが厳格化され、駐在員の引越し貨物が「中古品」として扱われ、通関が差し止められる事態が発生した。日本大使館などの陳情を受け、現在では引越し貨物の通関は可能になっている。

ただし、引越しに伴う別送荷物の引き取りには、その荷主である駐在員の労働許可証取得 と、入国時、税関のスタンプが押印された出入国カードが必要である。労働許可証の取得 時期の問題、出入国カードの取得漏れに対する救済措置の不在など、様々なトラブルが発 生しているため、注意する必要がある。

5-5. 出国時までの荷物一時預け制度

出入国者は、荷物を空港などの税関倉庫に預け、出入国時に引き取ることができる(政令第66/2002/ND-CP号)。ただし、荷物の寄託期間は180日を超えてはならない。

出国時の引き取り手続きに必要な書類は、出国申告書、(保有している場合)非商業申告 書や専門管理機関の許可文書等である。

輸出禁止または条件付輸出品目を除き、出国者の荷物数量の制限はない(政令第66/2002/ND-CP号第55条2項)。

6. 関連法規

i. ベトナム商法第36/2005/QH11号

和訳: http://www.moj.go.jp/content/000111009.pdf

英訳:

http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/English/legaldocuments/Policies?categoryId=886&articleId=10001405

ベトナム語原文:

http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=18140

ii. 税関法第29/2001/QH10号

英訳:

http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/English/legaldocuments/Policies?categoryId=886&articleId=10001407

ベトナム語原文:

http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=23280

iii. 税関法の一部条項の補則、改正法第42/2005/QH11号

英訳:

http://www.customs.gov.vn/Lists/EnglishDocuments/ViewDetails.aspx?language=en-US&ID=934

ベトナム語原文:

http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=18142

iv. 免税となる手荷物および輸入寄贈品の数量を規定する2002年7月1日付政令第66/2002/ND-CP号

英訳:

http://www.customs.gov.vn/Lists/EnglishDocuments/ViewDetails.aspx?language=en-U S&ID=933

ベトナム語原文:

http://www.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%201ut/View_Detail.aspx?ItemID=22419

v. 外国との商取引および販売、購入代理事業、加工および通過に関する商法の施行細則を 規定する2006年1月23日付政令第12/2006/ND-CP号

英訳:

http://www.customs.gov.vn/Lists/EnglishDocuments/ViewDetails.aspx?language=en-US&ID=863

ベトナム語原文:

http://www.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%201ut/View_Detail.aspx?ItemID=16 803

vi. 輸出入品の関税評価に関する2007年3月16日付政令第40/2007/ND-CP号

英訳:

http://www.customs.gov.vn/Lists/EnglishDocuments/ViewDetails.aspx?language=en-U
S&ID=1058

ベトナム語原文:

http://www.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%201ut/View_Detail.aspx?ItemID=14 405

vii. 郵政サービスによる輸出入される郵便物、小包、商品および宅配サービスされる輸出入商品、物品に対する税関手続のガイドラインを規定する2010年7月9日付通達第100/2010/TT-BTC号

英訳:

http://www.customs.gov.vn/Lists/EnglishDocuments/ViewDetails.aspx?language=en-US&ID=1117

ベトナム語原文:

http://www.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%201ut/View_Detail.aspx?ItemID=25643

viii. 化粧品管理規制に関する保健省の2011年01月25日付通達第06/2011/TT-BYT号

英訳(一部のみ): http://asemconnectvietnam.gov.vn/lawdetail.aspx?lawid=1937

ベトナム語原文:

http://www.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%201ut/View_Detail.aspx?ItemID=26 295

ix. 医療機器の輸入ガイドラインを規定する2011年6月21日付通達第24/2011/TT-BYT号

英訳: http://asemconnectvietnam.gov.vn/lawdetail.aspx?lawid=1969

ベトナム語原文:

http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=26891

x. 非商業輸出入ルートによる人体用の治療医薬品管理ガイドラインを規定する2007年1月 17日付保健省通達第01/2007/TT-BYT号

英訳:

http://www.customs.gov.vn/Lists/EnglishDocuments/ViewDetails.aspx?language=en-US&ID=978

ベトナム語原文:

http://www.customs.gov.vn/Lists/VanBanPhapLuat/ViewDetails.aspx?ID=4651

xi. 常習性医薬品に関する2010年4月29日付保健省通達第10/2010/TT-BYT号

英訳:不見当

ベトナム語原文:

 $\underline{\text{http://vanban. chinhphu. vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban\%3Fc1ass_id}\\ \%3D1\%26 mode\%3Ddetai1\%26 document_id\%3D94904$

xii. 国家銀行の決定第1165/2001/QD-NHNN号

英訳:不見当

ベトナム語原文:

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemI D=23059 xiii. 外国通貨及びベトナムドン現金の持ち込み・持ち出しに関する2011年8月12日付国家 銀行通達第15/2011/TT-NHNN号

英訳:

http://www.customs.gov.vn/Lists/EnglishDocuments/ViewDetails.aspx?ID=1138&language=en-US

ベトナム語原文:

http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=26865

xiv. 外国企業に対する加工食品の関税に関する2011年8月15日付財務省通達第 117/2011/TT-BTC号

英訳:不見当

ベトナム語原文:

http://www.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%201ut/View_Detail.aspx?ItemID=26 935

xv. 輸出入商品に対する税関手続;税関検査、監視;輸出税、輸入税および税務管理ガイドラインを規定する2013年9月10日付財政省通達第128/2013/TT-BTC号

英訳:不見当

ベトナム語原文:

http://www.haiquan.hochiminhcity.gov.vn/web/haiquan/tienich/vanbanphapquy/-/ext/bocucvanban/docId/4827937

xvi. 国際航空輸送により輸出入される物品の検査に関する2011年12月25日付税務総局決定第662/QD-TCHQ号

英訳:不見当

ベトナム語原文:

http://www.baohaiquan.vn/pages/thong-tin-van-ban.aspx?ids=328&til=VBLienquan

xvii. 首相決定第78/2010/QD-TTg号

英訳:

 $\underline{\text{http://www.customs.gov.vn/Lists/EnglishDocuments/ViewDetails.aspx?language=en-US\&ID=1164}$

ベトナム語原文:

http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&mode=detai1&document_id=98022

ルロ化粉の(子田 田 郑忠	
小口貨物の通関・関税制度 (ベトナム)	
2014年3月作成	
作成者 日本貿易振興機構(ジェトロ)ビジネス	ス情報サービス部ビジネス情報サービス課
	〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
	Tel. 03-3582-5651
Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.	